

2004年の「年金改革」に反対し、最低保障 年金制度の創設を求める意見書

今国会に提出されている年金改革法案は、今後100年間を見通して年金財政の均衡を図ることとした上で提出されている。

この改革案は、保険料は毎年引き上げて固定し、給付水準は社会全体の保険料負担能力の伸びを反映して自動的に調整をする仕組みとなっている。

今でさえ、この不況により保険料を払えない人や若者の年金ばなれ等、年金の支え手が減少するなかで、公的年金に対する国民の不信が広がり、政府の責任が問われることとなる。

基礎年金の国庫負担2分の1引き上げについては、平成19年度を目途として税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに引き上げることとしている。

国庫負担引き上げの財源は早急に確保するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、社会保障としての年金制度を構築すべきである。

よって、政府に対し、国民が安心できる恒久的に安定した制度を構築するため下記事項を強く要望する。

記

1. 保険料の引き上げ、年金の引き下げなど、これ以上行わないこと。
2. 公的年金等控除の縮小・廃止など、年金への課税強化を行わないこと。
3. 基礎年金の国庫補助を2分の1に引き上げること。その財源を消費税増税に求めないこと。
4. 年金積立金を株式投資に使わないこと。過大な積立金は、保険料の引き下げと給付の改善に活用すること。
5. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年）3月31日

高砂市議会